社会福祉施設等耐震化促進事業（児童福祉施設等移転経費）補助金交付要綱細目

令和５年６月３０日
５福保子計第４２０号
福祉保健局長決定

社会福祉施設等耐震化促進事業（児童福祉施設等移転経費）補助金の交付については、社会福祉施設等耐震化促進事業（児童福祉施設等移転経費）補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この細目に定めるところによる。

第１　交付要綱別表２（第４条関係）の別に定める補助対象面積及び補助単価は、次のとおりとする。

１　補助対象面積

補助対象面積は、移転後の施設の延べ面積（㎡）とする。

２　補助単価

（１）移転に係る施設設備等運搬経費　２，３００円／㎡

（２）移転後の賃貸借契約に係る礼金　２，８００円／㎡

第２　交付要綱別表２（第４条関係）の別に定める基準は、次のとおりとする。

１　地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険がある賃借物件

⑴　鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）における新耐震基準（昭和５６年６月１日施行。以下「新耐震基準」という。）導入前の基準により建築された建物で、鉄筋コンクリート造、鉄骨・その他造の構造耐震指標（以下「Ｉｓ値」という。）が０．７に満たない、若しくは保有水平耐力に係る指数（以下「ｑ値」という。）が１．０に満たない建物。又は、これと同等の基準に満たない建物。

⑵　木造の建築物等

新耐震基準導入前の基準により建築された建物又は平成１２年５月３１日までに新築の工事に着手した平家建て若しくは２階建てで在来軸組工法の建物で、木造の構造耐震指標（以下「Ｉｗ値」という。）が１．１に満たない建物。又は、これと同等の基準に満たない建物。

２　耐震性のある物件

⑴　鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等

新耐震基準以降の基準により建築された建物。又は、Ｉｓ値がおおむね０．７を超え、かつｑ値が１．０を超える建物。

⑵　木造の建築物等

平家建て又は２階建てで在来軸組工法により建築された建物の場合は、平成１２年６月１日以降に新築の工事に着手した建物、それ以外の場合は、新耐震基準以降の基準により建築された建物。又は、Ｉｗ値がおおむね１．１を超える建物。

附　則

この細目は、令和５年４月１日から適用する。